

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

弘前市

2 構造改革特別区域の名称

弘前ハウスイン・シードル特区

3 構造改革特別区域の範囲

弘前市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置し、総面積 523.60 km²で県全体の 5.87%を占め、東に八甲田連峰を望み、西に岩木山、南には白神山地が連なり、山々に抱かれた平野部には、白神山地を源とする一級河川岩木川が緩やかに北流している。

岩木川には、平川、浅瀬石川などが合流し、その流域の肥沃で広大な津軽平野は、県内屈指の穀倉地帯となり、平野部に連なる丘陵地帯には、全国一の生産量を誇るりんご園地が広がり、その地域を取り巻くように山林地域が伸び、緑豊かな自然環境に恵まれている。

(2) 気候

気候は、概して夏が短く冬が長い、いわゆる日本海型気候に属し、三方を山に囲まれていることもあり、盆地のような内陸型気候に近く、全国有数の豪雪地帯といわれる青森県の中にあっては、比較的温暖な地域である。

(3) 人口

人口は、平成7年を境に減少に転じ、平成22年の国勢調査における総人口は183,473人となり、平成25年12月1日現在の国勢調査推計人口は179,685人である。

(4) 産業

平成22年の就業人口は81,636人で、産業別には、第1次産業が15.5%、第2次産業が16.7%、第3次産業が67.8%となっており、平成7年から比較すると、第1次産業、第2次産業ともに割合を下げている一方で、第3次産業の就業者の割合が増えている。

しかし、基幹産業は第1次産業の農業であり、第1次産業の就業者の割合は、全国や県内他都市と比較して高い状況である。

本市の農業は、りんごと米を基幹作物とする土地利用型農業が主体となっており、特にりんごは、全国の約2割、青森県の約4割を生産する日本一の産地で、本市の農業算出額の約8割を占めている。

この他、ぶどう、西洋なし、おうとう、もも等の果樹及び、トマト、きゅうり、メロン、えだまめ、スイートコーン等の野菜、並びにケイオウザクラ等の花き、更には畜産、大豆等の畑作物、えのきたけ等の特用林産物など、地域の特性を生かした多様な生産が行われ、市民に新鮮で多彩な食料が供給されている。

(5) 地域づくり

平成20年1月に、弘前市総合計画を策定し、平成22年10月に基本計画を再構築した「弘前市アクションプラン」において、今後の超少子高齢化社会において「子ども達の笑顔あふれる弘前づくり」と「将来の弘前の持続的発展」を目指すために、

- ・約束1 市民主権システムを実現します
- ・約束2 ひろさき農業・産業おこしに取り組みます
- ・約束3 魅力あるまちづくりを進めます
- ・約束4 子育てするなら弘前でを目指します
- ・約束5 命と暮らしを守ります
- ・約束6 津軽地域の中核都市として、近隣市町村との連携強化を図ります
- ・約束7 市職員のパワーを引き出し、市役所の仕事力を高めます

等を実行している。

(6) 本市を取り巻く諸情勢と課題

全国的に少子高齢化が進行し、人口減少が始まっている中で、本市の農家や農業従事者の減少及び高齢者の割合が上昇するなど、後継者、担い手不足が懸念されている。また、輸入農産物の増加や産地間競争の激化により農産物の価格が低迷するなど、農家所得は停滞傾向にある。

本市は日本一のりんご産地であるが、りんご以外の果樹はぶどう、西洋なし、おうとう、もも等が主体となっており、台風などの気象災害からの危険分散を図り、農業所得確保の機会を増やすためにも、りんごを中心とした果樹複合化を推進することが課題となっている。加えて、都市部と農村部、消費者と生産者が、地元農産物や加工品を通してより一層の交流を深め地産地消を進めるために、新たな加工品の開発と販路拡大も課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、食生活の多様化により若年層を中心に果実離れが進行している。また、外国産の果汁の輸入増加等により、本市で生産される果実による加工原料を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

このような状況の中、消費者に信頼される安全・安心で高品質な果実の生産により、国内外産果実との競合に対応し、高付加価値の加工品を開発していくことが求められ、本件規制の特例措置を活用して果樹栽培農家を作る自家製果実酒の提供及び特産果実を原料とした果実酒の製造販売は、消費者

の食の安全・安心への関心が高まるなか、原料となる果実の生産者が見えるトレーサビリティシステムにも対応し、また本市を訪れなければ味わうことが出来ない自家製果実酒を始め、地域特産物を活用した果実酒の製造販売は、他にはない本市の地域性を活かしたものとして、新たな地域の魅力づくりにつながり、都市部と農村部、消費者と生産者の交流人口が増え、新たな加工品（果実酒）のブランドの確立と消費拡大は、農業及び地域の活性化に結びつく。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、農家が育てた果実を使って、新しい農産物加工品ともいべき果実酒の製造、提供、及び販売が可能になる。この自家製果実酒及び地域特産物を活用した果実酒によるPRと、これまで取り組んできた、グリーンツーリズムの推進との相乗効果により、都市住民との地域間交流を促進し地元農産物の消費拡大を図る。

また都市住民が産地を訪れて農業についての理解を深め、生産者とふれあい、生産者や生産工程を理解して加工品を提供・販売されることにより、本市産果実の良さを直接体験してもらうことができ、本市産果実の魅力在全国に発信することができる。また、自家製果実酒を目的に訪れた人々が、周辺観光地や地元商店街にも足を運ぶよう、特区を活用した新たな施策を展開し、本市全体の地域の活性化を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域特産品の製造、提供、販売及びブランド化による知名度アップ

新たな地域特産品の製造、提供、販売及びブランド化による地域の取組をマスコミ・広報等を通じて市内外にPRすることで、市の知名度アップにつながる。

(2) グリーンツーリズムの推進による交流人口の拡大

これまでも豊かな自然や人材を活用し、本市の自然や歴史、伝統文化などを体験し、学習しながら余暇活動を楽しむグリーンツーリズムを観光等と一体となった受入態勢を整備し、自家製ワインの提供などにより積極的に推進してきたが、今回の特区を起爆剤に、特産酒類という新たな魅力を加えることにより、その地でしか味わえない価値と特産果実がワイン、シードル等に醸造される場面を求めて、本市を訪れる新たな交流人口の拡大が図られる。

	平成 25 年度	平成 27 年度
農家民泊者数	89件	200件

(3) 農業と特産酒類製造事業者との連携による活性化

本市における農業就業者は減少傾向にあるが、特産果実の規格外品の有効活用が可能になる等、生産者自らの創意工夫と特産酒類製造事業者との連携により、独自性をもった果実酒造りを通して、魅力的な農業経営の新たな一面を見出し、生産意欲の向上、ひいては農業就業者の増加及び農業所得の向上が期待できる。

	平成 25 年度	平成 27 年度
果実酒製造農家数	1 件	3 件
特産酒類製造事業者数	0 件	1 件

8 特定事業の名称

707(708)特定農業者による特定酒類の製造事業

709(710)特産酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

弘前市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として果実酒を製造する場合には、製造免許にかかる最低製造数量基準を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、本市の果樹生産地としての新たな魅力づくりにつながり、交流人口の増加及び農家所得の向上が期待され、生産意欲の向上、ひいては農業就業者の増加も期待できる。また、地元農産物の消費拡大と地域の活性化に資するものであり、このような観点から、当該特例措置の適用が必要であると考える。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙

1 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物である農産物（りんご、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料とした果実酒（特産酒類）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

弘前市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載する者が、地域の特産物を原材料とした果実酒の提供、販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の措置により、構造改革特別区域内において、本市が指定する地域の特産物であるぶどう、りんごを原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新たな地域の魅力・ブランドづくりへと展開し、地域活性化を促進することが可能になる。

なお、当該特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。